

工事請負契約に係る失格基準取扱要綱

(平成 19 年 3 月 30 日管理者決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、競争入札により工事についての請負の契約を締結しようとする場合における失格基準の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 失格基準 契約の内容に適合した履行を確保するため、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 10 第 1 項又は第 167 条の 10 の 2 第 2 項(施行令第 167 条の 13 により準用する場合を含む。)の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者について、落札者としなない者を決定するための基準で、予定価格の工事費構成費目ごとに設定するものをいう。
- (2) 入札執行者 入札事務を執行する職員をいう。
- (3) 直接工事費 工事目的物を造るために直接必要とする費用をいう。
- (4) 共通仮設費 各工事種目に共通の仮設に要する費用をいう。
- (5) 純工事費 直接工事費及び共通仮設費の合計額をいう。
- (6) 現場管理費相当額 工事施工にあたり、工事現場を管理運営するために必要な費用(現場経費、工場管理費、据付間接費等現場管理費に相当するものを含む。)をいう。
- (7) 一般管理費等 工事施工にあたる受注者の継続運営に必要な費用をいう。

(対象とする契約)

第 3 条 この要綱は、競争入札により予定価格千万円以上 5 億円未満の工事の請負契約(以下「対象契約」という。)を締結しようとする場合について適用する。

2 対象契約について、当該契約に係る仙台市交通局制限付き一般競争入札実施要綱(平成 10 年 3 月 27 日管理者決裁)第 7 条に規定する入札の公告又は施行令第 167 条の 12 第 2 項に規定する指名競争入札の指名に係る通知において、この要綱の規定を適用する旨を明示するものとする。

(失格基準)

第 4 条 失格基準は、予定価格算出の基礎となった純工事費に 100 分の 95 を乗じて得た額、予定価格算出の基礎となった現場管理費相当額に 100 分の 95 を乗じて得た額及び予定価格算出の基礎となった一般管理費等に 100 分の 75 を乗じて得た額(いずれも当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の合計額(以下「総額判断基準価格」という。)を下回る入札に対して適用する。

2 失格基準に係る価格(以下「失格基準価格」という。)は、次の各号に掲げる予定価格の工事費構成費目に応じ当該各号に定める額(当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- (1) 純工事費 予定価格算出の基礎となった純工事費に 100 分の 90 を乗じて得た額
- (2) 現場管理費相当額 予定価格算出の基礎となった現場管理費相当額に 100 分の 90 を乗じて得た額
- (3) 一般管理費等 予定価格算出の基礎となった一般管理費等に 100 分の 75 を乗じて得た額

3 工事の特性により予定価格の算出において前項各号に掲げる工事費構成費目以外の費目をを用いる場

合の総額判断基準価格及び失格基準価格は、仙台市交通事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める。

（入札の執行）

第5条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、この場合において、総額判断基準価格を下回る価格での入札については、入札金額のうち、工事費構成費目のいずれかが前条第2項に規定する失格基準価格を下回るときは、当該入札をした者を失格とし、落札者とししないものとする。この場合において、入札執行者は、当該入札者に対して、その旨を告げるものとする。

2 全ての入札者の入札金額が総額判断基準価格を下回り、かつ、入札金額のうち工事費構成費目のいずれかが失格基準価格を下回るときは、入札執行者は、当該入札を中止するものとし、全ての入札者に対しその旨を告げるものとする。

3 前2項の規定による告知は、当該入札が仙台市交通局契約規程（昭和39年仙台市交通局規程第23号）第6条第2項の規定による書留郵便により行われた場合にあっては、入札（見積合）結果表の掲示をもってこれに代えることができる。

（委任）

第6条 この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則（平成19年8月8日改正）

（実施期日）

1 この改正は、決裁の日から実施する。

（経過措置）

2 改正後の最低制限価格取扱要綱の規定は、この改正の実施の日以降に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成20年1月24日改正）

（施行期日）

1 この改正は、決裁の日から実施する。

（経過措置）

2 改正後の失格基準取扱要綱の規定は、この改正の実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月31日改正）

（実施期日）

1 この改正は、平成21年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 改正後の失格基準取扱要綱の規定は、平成21年4月1日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月31日改正）

（実施期日）

1 この改正は、平成22年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 改正後の失格基準取扱要綱の規定は、平成 22 年 4 月 1 日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 4 月 30 日改正）

（実施期日）

1 この改正は、平成 22 年 5 月 1 日から実施する。

（経過措置）

2 改正後の失格基準取扱要綱の規定は、平成 22 年 5 月 1 日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 4 月 25 日改正）

（実施期日）

1 この改正は、平成 24 年 5 月 1 日から実施する。

（経過措置）

2 改正後の失格基準取扱要綱の規定は、平成 24 年 5 月 1 日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月31日改正）

（実施期日）

1 この改正は、平成28年 4 月 1 日から実施する。

（経過措置）

2 改正後の工事請負契約に係る失格基準取扱要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に一般競争入札に係る公告又は指名競争入札に係る指名の通知が行われる契約について適用し、同日前に当該公告又は当該指名の通知が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則（平成29年 3 月31日改正）

（実施期日）

1 この改正は、平成29年 4 月 1 日から実施する。

（経過措置）

2 改正後の工事請負契約に係る失格基準取扱要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に一般競争入札に係る公告又は指名競争入札に係る指名の通知が行われる契約について適用し、同日前に当該公告又は当該指名の通知が行われた契約については、なお従前の例による。